

関係県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」(以下「地震」という。)は、多くの被害をもたらし、産業活動に対する影響も大きいところである。

本地震により被害を受けた事業場の中には、事業活動の停止を余儀なくされるところも出てきており、賃金の支払をはじめとする労働条件の確保への影響が懸念されるところである。

このような状況にかんがみ、本地震により被害を受けた事業場に係る賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)に基づく未払賃金の立替払事業(以下「立替払事業」という。)の運営については下記によることとしたので、了知するとともに、労働者等の置かれている状況に十分配慮し、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

地震のため、事業場において事業活動の停止のやむなきに至り、賃金の支払のための資金が確保されず、このため、賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する立替払事業について、その実情を踏まえつつ迅速に実施し、早急な救済を図ることとしたものであること。

なお、このことによって、立替払事業の基本的な仕組みや要件が変更されるものではなく、また、労働者、事業主及び独立行政法人労働者健康福祉機構の権利関係に変更をもたらすものではないこと。

2 対象となる範囲

(1) 対象事業主

地震に伴い、災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定に基づ

きその適用の対象とされた地域（帰宅困難者対応として適用された東京都47区市町を除く。以下「被災地域」という。）に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主であって、地震による建物の倒壊等の直接的な被害（以下「地震災害」という。）により事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないものとする。

(2) 対象労働者

上記(1)の事業主の被災地域に所在する事業場（以下「対象事業場」という。）において使用されていた労働者であって、地震災害により退職を余儀なくされ、賃金が未払となっているものとする。

3 被災地域における労働者等の実情を踏まえた対応

(1) 申請に必要な書類の簡略化等

立替払事業に係る申請に際して添付しなければならない書類を対象事業場が被災したことにより入手できない場合等にあつては、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条第3項ただし書及び同規則第14条第2項ただし書の規定を踏まえて、地方公共団体が発行する罹災証明書等の申請者側において入手可能な各種資料を最大限活用すること等により、申請に当たっての労働者等の負担をできるだけ軽減するものとする。

(2) 迅速な処理

必要な事務処理体制の確保に配慮するとともに、対象労働者からの立替払事業に係る申請等については迅速に処理すること。

なお、立替払事業に係る支給事務を行う独立行政法人労働者健康福祉機構においても、被災地域に係るものについては、特に迅速化を図ることとしていること。

4 その他

今回の取扱いについては、以下のことに留意すること。

(1) 立替払事業の実施については、

ア 別途送付するリーフレット等を活用し、被災地域の中小企業事業主や労働者等に対して、十分な周知に努めるとともに、その置かれている状況にかんがみ、適切に対応するよう配慮すること。

イ 業務処理を迅速に行うため、特に事業主の協力が重要であることに留意し、事業主の来庁、関係資料の提供等が円滑に行われるよう配慮すること。

(2) 不正受給の発生の防止に留意すること。

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域		所轄労働基準監督署
青森県	八戸市	八戸労働基準監督署
	上北郡おいらせ町	十和田労働基準監督署

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域	所轄労働基準監督署
盛岡市	盛岡労働基準監督署
八幡平市	
岩手郡雫石町	
岩手郡葛巻町	
岩手郡岩手町	
岩手郡滝沢村	
紫波郡紫波町	
紫波郡矢巾町	
宮古市	宮古労働基準監督署
下閉伊郡山田町	
下閉伊郡岩泉町	
下閉伊郡田野畑村	釜石労働基準監督署
釜石市	
遠野市（花巻署管轄を除く）	
上閉伊郡大槌町	花巻労働基準監督署
花巻市	
北上市	
遠野市のうち宮守町	
奥州市（一関署管轄を除く）	
和賀郡西和賀町	
胆沢郡金ヶ崎町	一関労働基準監督署
一関市	
奥州市のうち前沢区、衣川区	
西磐井郡平泉町	
東磐井郡藤沢町	大船渡労働基準監督署
大船渡市	
陸前高田市	
気仙郡住田町	二戸労働基準監督署
久慈市	
二戸市	
下閉伊郡普代村	
九戸郡軽米町	
九戸郡野田村	
九戸郡九戸村	
九戸郡洋野町	
二戸郡一戸町	

岩手県

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域	所轄労働基準監督署	
宮城県	仙台市	仙台労働基準監督署
	塩竈市	
	名取市	
	多賀城市	
	岩沼市	
	亘理郡亘理町	
	亘理郡山元町	
	宮城郡松島町	
	宮城郡七ヶ浜町	
	宮城郡利府町	
	黒川郡富谷町	
	石巻市	石巻労働基準監督署
	気仙沼市	
	東松島市	
	牡鹿郡女川町	
	本吉郡南三陸町	
	大崎市	古川労働基準監督署
	黒川郡大和町	
	黒川郡大郷町	
	黒川郡大衡村	
加美郡色麻町		
加美郡加美町		
遠田郡涌谷町		
遠田郡美里町	大河原労働基準監督署	
白石市		
角田市		
刈田郡蔵王町		
刈田郡七ヶ宿町		
柴田郡大河原町		
柴田郡村田町		
柴田郡柴田町		
柴田郡川崎町		
伊具郡丸森町		
登米市	瀬峰労働基準監督署	
栗原市		

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域	所轄労働基準監督署
福島市	福島労働基準監督署
二本松市	
伊達市	
伊達郡桑折町	
伊達郡国見町	
伊達郡川俣町	
相馬郡飯館村	
郡山市	郡山労働基準監督署
田村市	
本宮市	
安達郡大玉村	
田村郡三春町	
田村郡小野町	いわき労働基準監督署
いわき市	
会津若松市	会津労働基準監督署
南会津郡下郷町	
南会津郡檜枝岐村	
南会津郡只見町	
南会津郡南会津町	
耶麻郡磐梯町	
耶麻郡猪苗代町	
河沼郡会津坂下町	
河沼郡湯川村	
河沼郡柳津町	
大沼郡三島町	
大沼郡金山町	
大沼郡昭和村	
大沼郡会津美里町	
白河市	白河労働基準監督署
西白河郡西郷村	
西白河郡泉崎村	
西白河郡中島村	
西白河郡矢吹町	
東白川郡棚倉町	
東白川郡矢祭町	
東白川郡塙町	
東白川郡鮫川村	
須賀川市	須賀川労働基準監督署
岩瀬郡鏡石町	
岩瀬郡天栄村	
石川郡石川町	
石川郡玉川村	

福島県

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域	所轄労働基準監督署	
福島県	石川郡平田村	須賀川労働基準監督署
	石川郡浅川町	
	石川郡古殿町	
	喜多方市	会津労働基準監督署（喜多方支所）
	耶麻郡北塩原村	
	耶麻郡西会津町	
	相馬市	相馬労働基準監督署
	南相馬市	
	相馬郡新地町	
	双葉郡広野町	富岡労働基準監督署
	双葉郡檜葉町	
	双葉郡富岡町	
	双葉郡川内村	
	双葉郡大熊町	
	双葉郡双葉町	
	双葉郡浪江町	
	双葉郡葛尾村	

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域	所轄労働基準監督署
水戸市	水戸労働基準監督署
常陸太田市	
笠間市	
ひたちなか市	
常陸大宮市	
那珂市	
東茨城郡茨城町	
東茨城郡大洗町	
東茨城郡城里町	
那珂郡東海村	
久慈郡大子町	
日立市	
高萩市	
北茨城市	
土浦市	土浦労働基準監督署
石岡市	
つくば市	
かすみがうら市	
小美玉市	
稲敷郡阿見町	筑西労働基準監督署
筑西市	
下妻市	
桜川市	
常総市	常総労働基準監督署
つくばみらい市	
龍ヶ崎市	龍ヶ崎労働基準監督署
取手市	
牛久市	
稲敷市	
稲敷郡美浦村	
稲敷郡河内町	
北相馬郡利根町	
鹿嶋市	鹿嶋労働基準監督署
潮来市	
神栖市	
行方市	
銚田市	

茨城県

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域	所轄労働基準監督署	
栃木県	宇都宮市	宇都宮労働基準監督署
	さくら市	
	那須烏山市	
	塩谷郡高根沢町	
	那須郡那珂川町	
	小山市	栃木労働基準監督署
	大田原市	大田原労働基準監督署
	矢板市	
	那須塩原市	
	那須郡那須町	
	真岡市	真岡労働基準監督署
	芳賀郡益子町	
	芳賀郡茂木町	
	芳賀郡市貝町	
	芳賀郡芳賀町	

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被	災	所轄労働基準監督署
地	域	
千葉県	旭市	銚子労働基準監督署
	香取市	成田労働基準監督署
	山武市	東金労働基準監督署
	山武郡九十九里町	

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域		所轄労働基準監督署
新潟県	上越市	上越労働基準監督署
	十日町市	十日町労働基準監督署
	中魚沼郡津南町	

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

被災地域		所轄労働基準監督署
長野県	下水内郡栄村	中野労働基準監督署